

信用保証協会の保証について

— 求償金請求事件の札幌高裁判決 —

喜 多 了 祐

中小企業金融は、中小企業問題のカギといっても過言ではない。それを円滑化するために制定された特別法として、「信用保証協会法」という比較的新しい法律がある。これはたんなる商事特別法とみるべきものか、それとも経済法規として、特殊な意義を有するものか。中小企業金融のために信用保証協会が行なう債務保証は民商法上の「債務保証」にすぎないものでなく、これに優越する「信用保証」として、経済法的に特別な制度をなすものであるのか。最近、札幌高等裁判所函館支部に係属した求償金請求事件の裁判⁽¹⁾は、このような問題性をもったところに、興味あるケースというべきである。

I 事 実

原告X信用協会（被控訴人）は昭和26年11月19日、主債務者A会社のB銀行からの借入金150万円の保証をした。これより先、同年2月17日被告Y₁（控訴人）および訴外Y₂Y₃Y₄Y₅のA会社役員5名は、各自A会社と連帯して同額150万円を限度とする期限1年の根保証をしていた。ところで、前記借入金の弁済期である昭和27年1月19日をすぎても、A会社が50万円とその利息をしか支払わなかったため、X協会は同年7月30日残債務1,057,330円（元本残金100万円および弁済期後の遅延損害金57,330円）を支払って、保証債務を履行するとともに、その代位弁済全額をY₁に求償した。Y₁は自分

(1) 昭和35年(ネ)第38号、同37年6月12日判決、高裁民集15巻4号289頁。

がB銀行に対して連帯保証をしたことを極力争ったので、X協会は右求償金を請求して本訴に及んだ。

原審（函館地裁）認定の事実によれば、Y₁は保証書に署名押印したのであって、これはA会社の主債務に付従する連帯保証の趣旨である。そこで、原判決はX協会の勝訴としたが、Y₁は控訴した。

Ⅱ 争 点

控訴人Y₁は「かりにX協会主張のごとく、Y₁がA会社のB銀行に対する債務について保証したとしても、その保証人はY₁、X協会のほか、訴外Y₂、Y₃、Y₄、Y₅の合計6名であるから、Y₁の負担部分はX協会の代位弁済額の6分の1にすぎない」と主張して、原判決中一部取消の判決を求めたのである。

これに対して、被控訴人X協会は「A会社のB銀行に対する債務の保証人がY₁主張の6名であったことは認める」が、「信用保証協会の保証は、制度上主債務者が金融機関から貸付を受けるに際し、その信用を保証するものであり、たんなる債務の保証である民法上の保証とは異なり、これらと同列に立つものでないから、信用保証協会は代位弁済後は債権者の地位を承継して、代位弁済全額につき、主債務者に対してはもとより他の保証人に対しても、その保証債務の履行を請求できるものである」と主張して、控訴棄却の判決を求めた。

Ⅲ 判 旨

X協会のY₁に対する求償権の範囲は、Y₁の負担部分すなわち主債務1,057,330円の6分の1である176,221円、およびこれに対する代位弁済の翌日である昭和27年7月31日から完済まで年5分の法定利息金の範囲にとどまるのであって、それ以上の請求は棄却し、この範囲で原判決を変更する。その理由は、次の二点に要約される。

(1) 本件保証は、信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号同日施

行)によりX協会が設立される以前の契約であって、当時X協会は民法第34条により設立された社団法人であったから、その業務内容である保証は制度上民法の保証と要件・効力を異にする別個のものとは解されない。

(2) 信用保証協会法施行後においても、信用保証協会の業務とする「債務の保証」の内容については特別の規定がないのであるから、その要件・効力は特約のないかぎり民法上の保証の規定によるべく、それが制度上信用の保証であって債務の保証ではないから、民法上の保証とは異なるという法律の根拠はない。

Ⅳ 解説と批評

X協会は信用保証協会法の施行前から存在した同名の社団法人の権利義務を承継したわけだから、承継前の法律関係としてみれば、新法不遡及の原則に従うかぎり、判旨は(1)で足りるのであるが、承継後の法律関係としてみれば、同法の特別な制度的意義を強調するX協会の立場に対しては、信用保証協会の保証の性質を(2)のように判示する必要があるであろう。同法は「中小企業者等が銀行その他の金融機関から貸付等を受けるについてその貸付金等の債務を保証することを主たる業務とする信用保証協会の制度を確立し、もって中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的とする」(1条)けれども、この制度における「債務の保証」(20条参照^{*})は、保証される

※信用保証協会法第20条

協会は、左に掲げる業務及びこれに附随する業務を行うことができる。

1. 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引又は給付を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
2. 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
3. 銀行その他の金融機関が中小企業金融公庫若しくは日本開発銀行の委託を受け、又は国民金融公庫を代理して中小企業者等に対する貸付を行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証

前項において「中小企業者等」とは協会の主たる事務所の所在地の属する都道府県の区域をこえない区域(以下本項において「協会の区域」という。)内において*

「債務」の種類や担い手が限られている点で、特別の目的に奉仕すべく規定されているだけであって、「保証」それ自体の要件や効力については民法上に存するのと格別異なった規定を与えられていない。したがって、判旨は一応正当というべきであろう。

しかし、それは本件保証に民法の規定を適用する消極的論拠にすぎず、その積極的な論拠が明らかにされていないのは、本判決の論旨不備の嫌いがないではない。というのは、信用保証協会法が同法にいわゆる「債務の保証」の内容について「特段の規定を設けていない」というだけの理由で、民法の規定を漫然適用するならば、かえって同法の目的とする「中小企業者等に対する金融の円滑化」が妨げられることはないかという疑問も、残るからである。とくに本件保証の場合には、他の保証人5名(Y₁Y₂Y₃Y₄Y₅)はいずれも主債務者A会社の役員であって、中小企業の実体に即してみれば、主債務者そのものと一心同体というべきだから、実質的には必ずしもX協会と同列に立つものではない。たとえば、もしもY₁以外の保証人4名(Y₂Y₃Y₄Y₅)が全部無資力者であったならば、これらの者が償還できない部分を、求償者X協会は残るY₁とともに分担することになるが(民444準用, 民465I), これは果たして公平な共同分担の思想に合致するのであろうか。もしもそのような解決がX協会にとって不公平だとすれば、信用保証協会の制度による中小企業金融の円滑化は幾分妨げられるであろうから、判旨はこのような疑問に答えるべきであった。

ともあれ、本判決は民法の規定をそのまま適用して、X協会もY₁Y₂Y₃Y₄Y₅もすべて同列に立つ保証人とみるのである。そこで、この立場を容認した上で、その内容を分説検討すれば、次のとおりである。

* 商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者、協会の区域内に住所若しくは居所を有する者又は協会の区域内において勤労に従事する者で、定款で定めるものをいい、「給付」とは、相互銀行法(昭和26年法律第119号)第2条第1項第1号の契約に基く給付又は同法附則第3項の規定によりなおその効力を有する改正前の無尽業法(昭和6年法律第42号)第1条の無尽による給付をいう。

(1) X協会もY₁Y₂Y₃Y₄Y₅も、B銀行との契約にもとづく保証人であるが、この保証契約は一個同時のものでなく、少なくとも前者の契約と後五者の契約とが異時別個のものであることは、原審認定の事実⁽¹⁾に明らかである。しかし、このことは共同保証の成立を妨げないのであって、いずれも同一の主債務についての共同保証契約であることは疑いない。ただ、後五者の契約はいわゆる根保証契約であるから、主債務は将来の債務であるが、このことも将来の保証債務成立を妨げないことは、通説・判例⁽²⁾の認めるところである。本判決は共同保証が「各別ノ行為」(民456)によって成立することを論じてはいないが、判旨はこれを前提しているといえる。

(2) 原審認定の事実によれば、契約の問題としては、前者の保証は単純保証であるのに対し、後五者の保証は連帯保証であるが、本判決は前者の保証もまた法律上当然の連帯保証であることを確認している。連帯保証は民法上債権者と保証人との間の特約であるが、商法上は両者間に連帯の特約がない単純保証の場合でも、主債務が主債務者の商行為によって生じたときは、連帯保証とされるのであって(商511 II)、その趣旨は商事債権の人的担保を強化して、企業金融の円滑化に資するにある⁽⁴⁾。本件A会社のB銀行に対する債務は「会社の営業のためにする借入金として商法第503条により商行為に該当するから」、B銀行と連帯の特約があるかどうかにかかわらず、共同保証人6名はすべて連帯保証人である。

(3) 数人の保証人がある場合に、債権者と各保証人との間に連帯の特約があるかどうかということと、保証人相互の間に連帯の特約(保証連帯)があるかどうかということとは、別個の問題である。後者の問題について、数人が同一の契約にもとづいて連帯保証をしたのならば、保証人間にも連帯の特約が同時になされているとみるべき場合が多いであろう⁽⁴⁾。しかし、本件では

(1) 民456, 大判大正7・2・5民録136頁。

(2) 大判大正4・4・24民録595頁。

(3) 西原・商行為法, 130頁。

(4) 石田・債権総論, 138頁。

前述のとおり少なくともX協会の保証と $Y_1 Y_2 Y_3 Y_4 Y_5$ の保証とは「各別ノ行為」によるものであるから、相互の間に連帯の特約があるとみることは困難である。そこで、前出の商法第511条第2項の規定はこのような場合にも、保証人相互の間に連帯責任を生じさせる趣旨を含んでいるかどうか問題になる。

(4) 下級審には、数人の取締役が会社のために連帯保証をする場合でも、各保証人相互の関係は連帯を推定することができないという判例⁽¹⁾があるけれども、現在の通説および多数の判例は商法第511条⁽²⁾における債権者保護の全般的精神から上記の問題を当然積極に解している。この見解によれば、本件6名の共同保証人は各自A会社と連帯するだけでなく、相互の間でも連帯するから、本判決にもいうとおり、「とくに分別の利益を放棄（保証連帯）したと認めるに足る証拠はないけれども、……分別の利益を有しないものと解すべきである。」つまり、6名はおのおの債権者に対して主債務の全部を弁済すべき義務を負うのである。

(5) 民法では、共同保証が「各別ノ行為」によるときでも、各保証人は分別の利益（平等の分割保証債務）を有することを原則とするが（民456）、例外として分別の利益がない場合も認められているのであって、同法第465条第1項によれば、それは(i)主債務が不可分であるとき、または(ii)各保証人が全額を弁済すべき特約のあるときである。この特約は保証連帯（保証債務の補充性は失わないので、連帯保証とは異なる）を意味するのであるが、通説・判例⁽³⁾はさらに、(v)共同保証人の各自が主債務者と連帯するとき（連帯保証）をも含ましめる。先述のとおり、数人の連帯保証は必ずしも保証人間の連帯を伴わないから、(v)の場合をすべて(ii)と同視することには疑問があるけれども、本件各保証人は商法第511条第2項の拡張解釈により相互に連帯の関係を有すると認められるから、(ii)の場合と同視してよい。

(1) 大正4ネ325号，東京控判，新聞1146号19頁。

(2) 大判明治44・5・23民録17輯320頁その他数個の大判。

(3) 大判大正8・11・13民録2005頁。

(6) 共同保証人の一人が債権者に対して主債務を弁済したときは、主債務者に対して求償できることはもちろんであり、その求償権の範囲は単独保証人の場合と同じく、主債務者の委託を受けた保証人であるかどうかによってきまるけれども（民459・462）、本件は主債務者への求償ではなく、共同保証人間の求償であるから、主債務者からの委託の有無は論外である。この場合には、共同保証人間に特約があれば、それに従う。本件において、X協会は「Yは、X協会が保証債務を履行したときは、その代位弁済金を支払う旨約した」と主張するが、本判決によれば、そのような「特別の契約をしたことを認めるに足る証拠はない」とされる。そこで、民法第465条が適用され、各保証人が対外関係で分別の利益を有するかどうかによって、対内関係における求償権の範囲がきまるのである。

(7) まず、分別の利益を有する保証人は、自分の対外的に負担する分割保証債務額をこえる額を弁済すれば、対内的にも他の保証人の事務管理をしたことになるから、主債務者の委託を受けない保証人の主債務者に対する求償権（民462）に準ずる範囲で、他の保証人に求償することができる（民465 II）。次に、分別の利益を有しない保証人は、対外的には全額を弁済する義務を負うが、対内的には自分の負担部分だけの義務を負うとみるべきだから、全額を弁済したときはもちろん、その他自分の負担部分をこえる額を弁済したときは、連帯債務者間の求償権（民442）に準ずる範囲で、他の保証人に求償することができる（民465 I）。本件各保証人は債権者に対して分別の利益を有しないから、他の保証人に対して求償できる範囲も、後者の基準による。

(8) この場合、共同保証人間の求償が連帯債務者間の求償に準ずるといっても、共同保証人は自分の負担部分をこえる額を弁済しなければ、他の共同保証人に対して求償できない点で、連帯債務者とは異なる（ただし、連帯債務者間の求償も、求償者が自分の負担部分をこえる額を弁済したことを要す

るとする有力な反対説がある)。これは、共同保証人が原則として分割された一定額の債務を保証するものであり、分別の利益を有しないときでも、内部関係ではやはり分割された一定額の保証をすべき義務を負うという考慮にもとづくものである(通説)。したがって、いかに公平な共同分担を期するとしても、共同保証人間の負担部分を連帯債務者間の負担部分と全く同じようにたんなる一定割合とのみ解すべきではない。そこで、本件X協会の弁済は自分の負担部分をこえるものであるかどうかを、吟味しなければならない。

(9) 連帯債務者間の負担部分を公平にきめる最後の標準は、通説・判例⁽¹⁾によれば、平等の割合である。これは共同保証人間の負担部分を公平にきめる最後の標準としても通用するから、本判決は「特約の認められない本件の場合各保証人の負担部分は平等の割合として各6分の1となる」としている。この標準によって、X協会の負担部分を算定すれば、「主債務金1,057,330円の6分の1である金176,221円」となるのである。X協会が保証した当初の主債務は150万円であったが、その後主債務者自身の一部弁済により50万円だけ消滅した反面、残債務100万円に加えて遅延損害金57,330円を発生したのであるから、右主債務額の再認定は正当である。そして、X協会は右主債務の全額を弁済したのだから、その代位弁済が自分の負担部分をこえるものであることは、いうまでもない。

(10) X協会の負担部分をこえる代位弁済額は他の共同保証人(Y₁ Y₂ Y₃ Y₄ Y₅)を債権者に対して免責させるX協会の出捐額であるから、X協会はこれを他の共同保証人から各自の負担部分に応じて求償できるのである(民442I準用, 民465I)。X協会はいかにも代位弁済によって債権者の地位を承継するけれども(民500), その法定代位は特別に規定された求償権の範囲で生ずるのであり、本訴請求のようにY₁の負担部分を上回るX協会の求償は認められていない。もしもそれが認められるとすれば、たまたま代位弁済

(1) 大判大正3・10・29民録834頁。

をした者が不当に利得することになり、法律関係を混乱させるおそれがあるからである。したがって、本訴請求で Y_1 の負担部分を上回る範囲を失当として、原判決を変更する本判決は、そのかぎりでは正当である。

(11) 民法第465条第1項によって準用される同法第442条第2項によれば、求償権の範囲は以上にとどまらず、「弁済其他免責アリタル日以後ノ法定利息」を包含する。これは、たまたま先に代位弁済をした者があったために、免責された他の者が不当に利得しないように、考慮されたものである。本件でもこの考慮に従い、 Y_1 の負担部分に対する法定利息として、X協会は代位弁済の当日である昭和27年7月30日以後完済まで年5分の割合による金員の支払を Y_1 に請求できるはずであるが、本判決はこれを「代位弁済の翌日である昭和27年7月31日から完済まで年5分の法定利息金の範囲にとどまるものとする⁽¹⁾」のである。この考えは、免責の日にも利息を生ずるという判例にも背反し、賛成できない。

(12) 本判決で Y_1 の負担部分に対する利息が民事法定利率（民404）によって生ずるとされる点にも、問題がないではない。というのは、 Y_1 の保証債務は債権者B銀行のために商行為である行為によって生じたものとみることができるからである。もちろん、当面問題の負担部分に応じた償還義務は Y_1 の保証債務そのものではないが、実質上はこれの変形であって、だからこそ、X協会はその求償権につき債権者に代位することにもなるのである。とすれば、民事法定利率でなく商事法定利率（商514）が適用されるべきである。ただし、商事法定利率の適用は債務者のために商行為である行為によって生じた債務に限るべきであるという説⁽²⁾をとるのならば、結果的には本判決のとおりでよいであろう。

(13) 本判決は訴訟の総費用を六分して、その五をX協会、その一を Y_1 の負担とする。控訴人 Y_1 はそれを第一・二審とも被控訴人X協会の負担とす

(1) 大判昭和11・2・25新聞3959号12頁。

(2) 田中（誠）・新版商行為法、95頁。

る旨の判決を求めたのであるが、本判決は原判決を変更する一部敗訴の場合であるので、民事訴訟法第96条および第92条を適用したわけである。これは、訴訟費用を敗訴の当事者に負担させるという原則（民訴89）に、勝訴側の保証債務負担部分をきめる6分の1の割合を加味したつもりであろうが、本件の訴訟費用は民法第442条第2項に掲げる共同免責のための不可避的費用（たとえば、債権者から訴求されて負担せしめられた訴訟費用）ではないから、必ずしも6分の1の割合を加味するには及ばないのであって、他の割合によってもよいと考えられる。

（1963年7月25日記）

＜補論＞

以上は筆者の入院療養中執筆したものであるので、若干の加筆を必要とするが、論述の体裁をこわすので、補論として以下のものをつけ加える。

本判決と同旨のものに、東京高裁昭和35年10月26日判決⁽¹⁾がある。これもたんに特段の規定がないという形式的理由だけで、実質的論旨は不備である。そこで、判旨に対して予想される実質的な反対論を考えれば、次のとおりであろう。

本件では、(1) $Y_1 Y_2 Y_3 Y_4 Y_5$ がいずれも主債務者A会社の役員であって、中小企業の実体に即してみれば、A会社そのものと一心同体というべきであるのに対して、X協会の実体は明らかにA会社と別個独立であるし、また(2)前者が全く私的な個人連帯保証人であるのに対して、後者は實際上地方公共団体の助成に俟つところが大きく、その保証基金も大半は地方公共団体の支出金に依存しており、資金面からは公的機関⁽²⁾の観を呈する⁽³⁾。

思うに、(1)の事情こそは中小企業の薄弱な信用力を外部から補完すべき実

(1) 下裁民集11巻10号2292頁。

(2) 田杉競・中小企業金融と経理，86頁以下参照。

(3) 東高昭和35・10・26，下裁民集11巻10号2292頁，控訴人主張参照。

際上の必要を物語るものであり、もしもX協会のA会社役員5名に対する求償権(いわんやその1名に対する求償権)を優越させるとすれば、A会社は負担部分ゼロのX協会以外に恐らく何人も保証人に立てることをえず、このことはA会社を窮地に陥れるだけでなく、X協会の^{ビジネス・チャンス}業務機会をも失わしめるだろうから、中小企業金融の円滑化をはかろうとする本法の趣旨に反するといふべきである。また、(2)の事情は本法の制度自体の問題であるよりも、制度運用の問題であり、その資金源が現に地方公共団体にあるからといって、信用保証協会が一般の私的保証人に優越すべきことにはならないのであって、せいぜい財団法人類似の特別法人とみるべきであろう。⁽¹⁾したがって、X協会もまた他の保証人5名と同格において自己の負担部分を有するのが立て前であって、その結果として求償不能となる部分の危険については、政府の特別会計による中小企業信用保険制度の再保険的な効果に期待すべきである。⁽²⁾判旨には以上のような実質的観察は欠けているが、その結論には賛成できる。

なお、法定利息の起算日および法定利率の問題については、ここに引用した東京高裁判決は弁済の当日から起算して、商事法定利率によっている。これが通説・判例に従った態度であるが、札幌高裁判決は通説・判例に反しながら、その理由を何ら説示していないので、本論(1)(2)のとおり、筆者には不可解な態度と思われる。

— 1963・8・13 —

(1) 山口=沖中・現代の金融機構 173頁。なお、田杉・前掲書93頁および「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律」第2条第2号タを見よ。

(2) 山口=沖中・前掲書 174頁。